

■大阪版食の安全安心認証制度のご案内

◆当社は、本制度における大阪府指定認証機関として認証業務を行っています。

◆事業者のみなさまの、食の安全安心への取り組みを評価して、基準を満たす施設を認証いたします。

大阪府は、飲食店や食品製造施設の事業者の食の安全安心に対する取り組みを評価し、認証マークの交付や、認証取得施設の公表などがおこなわれる「大阪版食の安全安心認証制度」を創設しました。この制度の概要は以下の通りです。

- ①食品関係事業者は、大阪府が定める基準に合致した食の安全安心に向けた取り組みを行うことで施設単位で認証を受けることができます。
- ②認証基準には、衛生管理面のほか、コンプライアンス、危機管理の取り組みも評価の対象となります。
- ③認証を受けた事業者は、広く消費者に公表することができます。また大阪府のホームページでも施設の名称等が公表されます。

◆認証対象業種

- 飲食店営業及び喫茶店営業（ただし、露店、自動車及び自動販売機による営業は除く）
- 食品を製造する営業及び食品を販売する営業（ただし、食品の処理、加工を行う設備等を有する施設に限る）
- 認証の基準をみたしていれば、営業許可を要しない業種（漬物製造業など）も申請できます。
- 大阪府外の他府県の施設についても、認証対象となります。



認証書



認証マーク(ステッカー)

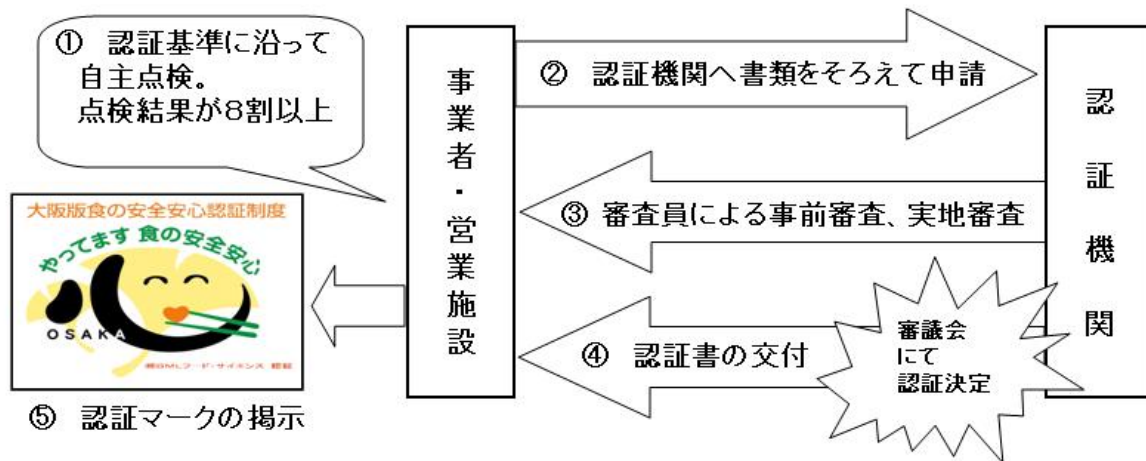
◆必要な手数料

区分	内容	認証手数料(円) 税込
新規申請	事前審査、実地審査	10,800
再審査	事前審査、実地審査	10,800
更新審査	事前審査、実地審査	10,800
認証書交付、再交付	ステッカー1枚含む	1,080

※遠隔地施設については、実施審査に伴う、交通費実費が必要です。

※大型施設(3業態を超える量販店、大型の食品工場)については別途お見積りいたします。

◆ 認証までの流れ



大阪版食の安心安全認証制度 <http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/ninsyou/>



店頭用ステッカー

(参考) 認証に必要な記録帳票類、掲示物の例 (飲食店営業、喫茶店営業)

- ・ 冷凍庫、冷蔵庫の温度確認記録表
- ・ 営業許可証、食品衛生責任者の掲示
- ・ トイレの清掃記録票
- ・ 食材納入品の記録票(品質・鮮度・期限・異物)(産地)
- ・ 従業員の健康チェック表
- ・ お客様の健康第一に営業を行うことを社訓等で掲示
- ・ お客様の相談窓口案内
- ・ 飲酒運転防止や、未成年者の飲酒禁止の掲示

〒 541-0046 大阪府中央区平野町 2-5-4 KTビル
株式会社 BMLフード・サイエンス 大阪事業所
TEL 06-4706-4400 FAX 06-4706-2500
